

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、Aクリニックに受診し「うつ病」と診断され、通院による療養を継続していたところ、平成○年○月○日、会社B（以下「会社」という。）に採用され、会社が運営するBグループホーム（以下「事業場」という。）の所長として所長業務及び介護業務に従事していた。

請求人によれば、うつ病にり患していたが、薬で日常生活も普通に行い、仕事もコントロールできていたところ、平成○年○月○日から事業場の所長としての管理業務に加え、介護の現場業務が増加したため過重労働となり、併せて上司からのプレッシャーや他の所長からの嫌がらせなどにより精神的に追い詰められうつ病が悪化したという。

請求人は、うつ病が悪化したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病している精神障害の悪化は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人を診察した医師の意見書及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成○年○月頃に「F 3 1 双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、現在まで増悪することなく推移しているとしており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

この点について、請求人らは、請求人の精神障害の発病時期が平成○年○月頃とされているが、当時請求人は心療内科を受診していないことから、当該判断は誤りであり、納得できない旨述べ、本件公開審理においても同旨を述べている。しかしながら、請求人の本件疾病の発病時期について、平成○年○月○日に請求人を診察したC医師は、請求人が「平成○年○月頃、不眠、不安、気分が沈む、無気力、いらいら、疲れやすい、落ち着かない、考えがまとまらない、緊張しやすい、心臓がドキドキする、胸が息苦しくなる、過食・拒食などの症状が出現。」と訴えたので、平成○年○月頃に発病したものと診断した旨の意見を述べていることから、平成○年○月頃発病したものとみるのが相当であり、請求人らの主張には理由がなく、これを採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26

日基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人は、平成○年○月○日、会社に採用され、事業場の所長として業務に従事していたものであるが、本件疾病は、上記(1)のとおり、平成○年○月頃に既に発病していたのであるから、本件疾病の発病は会社の業務によるものとは認められない。
- (4) 請求人らは、入社当時、請求人の精神障害は寛解の状態にあったが、平成○年○月○日以降の事業場における過重労働や上司からのプレッシャーなどにより、同年○月○日から休業に至ったことから、この時期に精神障害が悪化した旨主張し、本件公開審理においても同旨の主張をしている。
- (5) 認定基準によると、精神障害の悪化については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」に該当する出来事(以下「特別な出来事」という。)があり、その後おおむね6か月以内に当該疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと認められる場合は、特別な出来事による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うこととされている。
- (6) しかしながら、請求人の本件疾病の症状については、専門部会が現在まで増悪することなく推移していると判断していることからすると、請求人の本件疾病の悪化それ自体が医学的に認められない。

仮に本件疾病が悪化していたとしても、その原因であると請求人らが主張する過重労働や上司からのいじめ、嫌がらせなどの出来事の存否及びその心理的負荷の全体評価は、決定書理由第2の2(3)イに説示するとおり、特別な出来事に該当するような心理的負荷が極度のものとはいえないから、請求人らが主張する本件疾病の悪化と業務との間に相当因果関係があるとはいえず、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らは、請求人が平成○年○月○日から同年○月○日までの3週間にわたって135時間の時間外労働に従事しており、これは特別な出来事に該当する旨主張し、本件公開審理においても同旨を述べているが、一件記録を精査しても、当該時間外労働時間数を裏付ける客観的かつ的確な算定根拠は認められない。しかも、D本部長が「請求人は開所当初から遅刻が多く、勤務中

休んでいたと職員から聞いている。」、Eが「請求人は毎日のように遅刻し、出勤してもソファで寝ていたことがあった。とにかく遅刻が多く本来何時に出勤する人なのかよく分からなかった。」、Fが「請求人は始業時刻に来たためしはないといってよいほど遅刻が多かった。最初遅れるという連絡をしておきながら結局1日休むという日さえあった。」、Gが「請求人は出勤時刻になっても出て来ず、それも30分、1時間どころではなかった。朝来る予定が夕方来たこともあった。」、H所長が「請求人はとにかく仕事をしない。夜勤で来てもタイムカードを打って寝ている。夜勤以外の日でも施設に泊まり続けていたなどと職員から聞いている。」などと述べていることからすると、たとえ請求人が3週間に120時間以上の時間外労働に従事していたとしても、その勤務実態からみて、その緊張の度合いは高いとはいえず、極度の心理的負荷を受けていたものとは認められないことから、その主張を採用することはできない。

(7) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおり、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。